

処分年月日	2024 年 12 月 10 日
処分内容	登録取消処分及び二級不都合行為者の取扱い
行為者が所属する協会 員又は金融商品仲介業 者の名称	西村証券株式会社
法令等違反行為の概要	【顧客資産の着服】 当該協会の元外務員甲は、借入金の返済のため、平成 27 年 8 月以降、損益共同計算及び名義借り（後述のイ、参照）による信用取引等を行っていたが、当該取引でも利益が上がり、返済資金が調達できなくなっていた。そこで、甲は、借入金の返済と損益共同計算等による取引損失に充てるために、顧客から金銭を詐取することを目論み、平成 28 年 8 月以降、複数回にわたり、顧客 3 名に対して、「当社での損失を他のところでの運用で取り戻す」と架空の取引を提案し、顧客らに投資信託を売却させて、当該売却代金を現金で預り、それを着服した。 さらに、甲は、令和元年 12 月以降、複数回にわたり、別の顧客 2 名に対しても同様の架空の取引の提案を行い、顧客のキャッシュカードを預り、顧客に教えてもらった暗証番号を使って、ATM より現金を引き出し、それを着服した。 このようにして、甲は、平成 28 年 8 月から令和 2 年 2 月までの間、顧客 5 名から 20 回にわたり、合計約 3,700 万円の金銭を着服し、借入金の返済、損益共同計算等による取引損失への充当及び他の着服顧客への返済のために費消した。 また、甲は、上記「顧客資産の着服」の他、以下のイ及びロの法令等違反行為も行っている。 イ．損益共同計算、名義借り、投機的売買及び自己の信用取引 甲は、自身の口座では禁止されている信用取引で利益を上げて、借入金の返済に充てることを考え、顧客名義の口座において、顧客と甲のそれぞれが資金を出して、投資判断を甲が行い、損益は甲と顧客で分ける取引を行った。 （「協会の従業員に関する規則」第 7 条第 4 号、第 6 号及び第 10 号、並びに金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 1 項第 12 号該当）

	ロ. 損失補填の事後申込み、約束 甲は、顧客の取引で生じた損失の補填を要求され、顧客に損失額を支払うことを約束した書面を交付した。 (「協会の従業員に関する規則」第7条第2号該当)
発見の端緒	外部からの連絡等をきっかけとして社内調査を行ったことにより判明
参考情報	当該協会員では、再発防止策の1つとして、以下の対応を行った。 (1) 職員の教育・管理 ・ 部支店長等に対して、営業員管理の視点から顧客面談を行う場合の留意事項等の教育、研修を実施。 ・ 職員の借入状況の管理や生活態度の変化を監視。 (2) 顧客への注意喚起の強化 ・ 新規顧客に対して交付する文書に「当社では営業員がお客様から金銭を直接お預りすることがないこと。」「お客様と当社の金銭のやり取りはお届出をいただいた銀行口座間でのやり取りに限られること。」「開設いただいた口座以外では当社ではお取引をいただけないこと。」「営業員の行為に不審があるときには弊社管理部門にお電話をいただきたいこと。」等の注意喚起文を記載する。 ・ 取引残高報告書に、営業員の不正行為に対しての注意喚起を促す文章を記載し、注意喚起を促す。